

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	コード	9613
提出日	2017/5/23	異動(予定)日	2017/6/20
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	岡本行夫	社外取締役	○														○		有
2	平野英治	社外取締役	○															訂正・変更	有
3	石島幸男	社外監査役	○			△		△											有
4	山口徹朗	社外監査役																訂正・変更	
5	中村明雄	社外監査役	○															訂正・変更	有
6	佐藤りえ子	社外監査役	○																有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
2	平野英治氏は、当社の取引先であるメットライフ生命保険株式会社の業務執行者ですが、2017年3月期における同社と当社の間の取引額は、当社の単体売上高の2%未満です。 また、当社の主要な取引先である日本銀行の業務執行者(2006年退任)でしたが、退任から10年以上が経過しており、平野氏と日本銀行の関係性は特別な利害関係を有するものではありません。なお、2017年3月期における同行と当社の間の取引額は、当社の単体売上高の2%未満です。	左記のとおり、当社の主要な取引先である日本銀行の業務執行者でしたが、その在任時期・取引の規模や性質等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
3	石島幸男氏は、親会社である日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)(1976年4月から1999年6月)、NTTの子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(1999年7月から2006年6月)及びエヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社(2006年6月から2009年6月)の業務執行者でした。	左記のとおり、当社の親会社であるNTT及びNTTグループ会社の業務執行者でしたが、その在任時期等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
4		
5	中村明雄氏は、当社の取引先である財務省の出身者(2011年退官)ですが、2017年3月期における同省と当社の間の取引額は、当社の単体売上高の2%未満です。	左記のとおり、当社の取引先である財務省の出身者ですが、その在任時期・取引の規模や性質等及び株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
6		株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

4. 補足説明

<p>当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しております。</p> <p>・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。 (1) 当社の定める基準を超える取引先(※1)の業務執行者 (2) 当社の定める基準を超える借入先(※2)の業務執行者 (3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人 (4) 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体(※3)の業務執行者 なお、以上の(1)から(4)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。</p> <p>※1 当社の定める基準を超える取引とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。 ※2 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。 ※3 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。